

## 大阪港における高潮対策検討会 開催要綱

制定 令和元年7月3日

### (開催目的)

第1条 平成30年台風第21号の被害を受け、開催した大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会(大阪港部会)における検討結果と平成30年台風第21号を上回る規模の台風による浸水シミュレーションを踏まえた高潮対策の検討を行うにあたり、外部の学識経験者及び専門機関から意見を聴取するため、大阪港における高潮対策検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

### (委員)

第2条 検討会は、外部の委員5名以内で組織する。

2 委員は、前条に掲げる目的を達成するために必要となる学識経験を有する者その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (委員長)

第3条 検討会に委員長を置き、委員の中から市長が指定する。

2 委員長は、議事その他の会務を統轄する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (運営)

第4条 検討会は委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (開催期間)

第5条 検討会は、令和2年3月31日までとする。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、大阪市港湾局計画整備部計画課及び海務課において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

### 附則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。